

令和4年度 障害者のためeスポーツイベント開催業務委託 仕様書

1. 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

2. 履行場所

川崎市市民文化局パラムーブメント推進担当ほか

3. 目的

川崎市（以下、「本市」という）は、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」を目指し、「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出すること」を理念とする「かわさきパラムーブメント」を推進している。

本業務は、障害の有無に関わらず誰もが一緒に楽しむことができるツールであるとともに、インクルーシブな社会に向けた一つ的手段として大きな可能性を秘めているeスポーツを活用して、かわさきパラムーブメントの目指す社会の実現に向けて、市内の地域人材を活用しながら、eスポーツ体験イベントを実施するための準備及び運営等の業務を委託するものである。

4. 実施概要

(1) テーマ

障害のあるなしに関わらず誰もが一緒に楽しめるeスポーツイベント

(2) 日時

令和5年3月21日（火・祝）10時-16時

(3) 開催場所

グランツリー武蔵小杉（1階アクアドロップ）

(4) イベント内容

- ア 障害当事者などが、特別に誂えたコントローラーや視線入力を用いた操作を体験し、実際にゲームを操作することで、eスポーツの遊び方や楽しみ方を知ってもらう。
- イ 障害当事者だけでなく、多くの人に体験等を通じて障害者の特性に応じて特別に誂えたコントローラーを使用したeスポーツの可能性を知ってもらう。
- ウ 障害者と健常者の対戦を通じて、誰もが一緒にeスポーツを通じて楽しむことを体験し、障害の社会モデルを知ってもらう。
- エ ゲームのルールや特別な機器の説明、操作方法などのレクチャーを実施する。
- オ 特別な機器について、体験だけではなく展示を行い、体験者だけではなく、気軽に見学できるようにする。

(5) 広報

- ア 広報等に必要なチラシ等の作成

必要最低枚数：ポスター 260枚、チラシ 5,800枚。

- イ 障害当事者の方に参加してもらえるような効果的な広報を企画し、実施すること。

(6) その他

- ア 体験参加については、無料とすること。
- イ グランツリー武蔵小杉アクアドロップ吹き抜け 2F 壁面に設置されている備え付けの大型ビジョンを使用可能とする。併せて、カメラ 1 台及びスイッチャーも使用可能。その他の貸出物品については別紙参照。

5. 業務内容

(1) 全体の統括

本業務の実施にあたっては、企画責任者及び現場責任者を定め、実施計画書、作業表、日程表等を提出し、情報を一元管理の上、当該事業が円滑に進行するよう、本市と協議のうえ、適正に運営管理すること。

(2) 事前準備

- ア 提案会において受託者が提案した内容等を踏まえ、体験会の開催内容を企画し、本市と協議のうえ、決定すること。
- イ 実施に向けた関係者との調整や支援をすること。
- ウ 円滑な実施に向けて必要なスタッフを配置すること。
- エ 当イベントを実施するにあたって必要となる相手方との交渉や調整業務、契約締結、謝礼支払等、付随する業務全般を実施すること。
- オ 実施に伴って必要な機材等を用意し、不足が無いようにすること。
- カ 当イベントを実施するにあたって、必要となる看板・装飾等の作成を行うこと。
- キ e スポーツの可能性について説明するパネルを市と協議しながら 3 枚程度作成すること。
- ク 当イベントを実施するにあたって、必要なイベント保険等に加入すること。参加者想定は、300 人とする。
- ケ 本市と内容を協議したうえで、参加者等を対象としたアンケートを作成すること。

(3) 当日の運営等

- ア 必要な会場の設置、撤去を行うこと（必要な機材等の準備、運搬を含む）。
設営は当日 8 時、撤去は 16 時以降を想定
※設営は、上記時間以外でも施設との調整により可。
- イ 設置物の転倒等、安全面に十分注意すること。
- ウ 施設利用者（障害者も含む）の通行を妨げないようケーブル等の配線を行うこと
- エ 障害当事者の受付等の対応も含めてイベントが円滑に実施されるよう、適正に運営管理すること。
- オ 参加者等を対象としたアンケートを実施すること。
- カ イベントの様子を記録として写真撮影し、エキシビジョンマッチやトークセッション等を行う場合は記録用の動画撮影を行うこと。※編集は求めない
- キ セミナー又は個別相談等を行う場合は必ず内容を控えておくこと。
- ク 体験会、展示等、イベントに参加した人数をそれぞれカウントすること。

(4) 実施後の検証及び報告等

- ア 実施結果やアンケート調査等を踏まえ、ニーズや課題等を整理すること。

イ 実施結果等について、当日の写真を添えて本市へ報告すること。

(5) その他

ア 原則として、本市内を中心に活動している地域人材と協力して実施すること。

イ 本市との打ち合わせに係る摘録をその都度作成すること。

6. 成果物

本事業の受託者は、本業務の履行期限内に下記成果物を納品すること。

(1) 実施報告書

下記の資料等について、データ形式及び紙媒体で納品すること。

ア 本業務遂行時において作成した成果物（計画書や配布資料等）

イ 当日の写真、動画

ウ アンケートの集計結果

エ 打合せの摘録

オ 作成したパネル

カ その他本市が必要と認めるもの

(2) 業務完了届

7. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

当事業の受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議のうえ、その一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

業務に係る個人情報については、川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年川崎市条例第 26 号）の本旨に従い、本市と十分に協議の上、適切に取り扱うこと。また、受託者が、委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の情報を第三者に漏えいしないこと。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベント等における感染拡大防止ガイドライン及び国、県、本市等から発出される新型コロナウイルスに係る文書等に沿った形でイベントを実施すること。

8. その他

(1) 受託者は、各体験会の実施手法や実施内容について適宜本市と協議を行い、協議結果を踏まえた上で各種業務等に着手すること。

(2) 受託者は、本市が指定した期日までに関係書類を提出することとし、成果品の編集等については、本市と十分協議すること。

(3) 本市の所持する資料のうち、当該業務に必要な資料は別途貸与するが、丁寧に取扱い、業務終了後は、速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料及び当該業務の成果は、許可なく外部に漏らしてはならない。

- (4) 受託者は、国及び本市の関連法規等の内容も踏まえた上で、本市と綿密な協議を行いながら本業務を実施すること。
- (5) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。また、本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (6) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受託者は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (7) 自然災害や社会情勢等の変化により、実施内容等に変更が生じる場合や、中止となる場合には、本市と本件委託に係る事業の内容や契約金額等について再度協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。
- (8) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定するものとする。

★グランツリー武蔵小杉貸出可能物品

物品	個数
長机 (1800×450)	20台
パイプ椅子	60脚
ベルトパーテーション	40ヶ
パネルパーテーション (2100×900)	20ヶ
A1 ポスターラック	4ヶ
ステージ	1ヶ